

陸上自衛隊仕様書

件名	無停電電源装置保守点検	作成年月日	令和7年5月8日
		所 属	西部方面通信群第4科
		作 成 者	2等陸曹 伊東 拳斗

1 総 則

(1) 適用範囲

この仕様書は、西部方面システム通信群（健軍駐屯地）において使用している無停電電源装置（UPS8000-D3/200）の点検に関する事項について規定する。

(2) 引用文書

本仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に適用する範囲内において、当該仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

(3) 法令等

ア 特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）

イ 秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）

2 保守点検・整備の目的

本役務は、無停電電源装置（UPS8000-D3/200）の点検を実施するにあたり故障発生を未然に防止し、正確な機能を維持するものである。

3 役務時期等

(1) 期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

(2) 役務実施場所

陸上自衛隊健軍駐屯地 熊本市東区東町1丁目1番1号（電算機棟）

4 保守点検の内容等

(1) 実施内容

ア 環境確認

イ 各部の清掃及び外観構造点検

ウ 無停電電源装置の電磁接触器（MC4）交換

エ 静特性試験

オ 出力周波数測定

カ 浮動充電電圧測定

キ シーケンス試験

ク 設定確認

ケ 制御電源電圧測定

コ 稼働時間の記録

サ 出力電圧波形確認

シ 絶縁抵抗測定

ス 予備品確認

セ バッテリーの点検

- (2) 契約の相手方は、部隊等の検査・監督官等の指示を受け、点検・整備を実施するものとする。
- (3) 契約の相手方は、指定場所以外に派遣の必要が生じた場合は、契約担当官等に申し出て指示を受けるものとする。

5 品質保証

- (1) 点検・整備を実施した部位・部品について、本来の性能等が低下してはならない。
- (2) 監督又は検査は、契約担当官等の定める監督・検査実施要領によるものとする。

6 その他の指示

(1) かし条項の適否

契約の相手方は、かし条項に該当する場合は、契約担当官等に申し出るものとする。

(2) 秘密保全

契約の相手方は、特定秘密の保護に関する訓令（平成26年防衛省訓令第64号）及び秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）（以下、訓令等という。）に基づく立入禁止区域に立入る場合は、訓令に基づき許可を受けて立入るものとする。

また、業務の実施に際して直接、間接を問わず秘密に関する事項については、訓令等に基づき秘密の保全を行うものとする。

(3) 官の設備等の使用

官の設備を使用する場合は、当該実施場所の許可権者の許可を得て、官の設備を使用するものとする。

なお、契約の相手方が保守点検のため当該駐屯地等への入出手続き等については、当該駐屯地等の定めるところによる。

(4) その他

この仕様書についての疑義は、契約担当官等を通じ調達要求元と協議するものとする。

